

## 用行義塾に関係した日向家の人々についての新情報 ～墓石等の記録から～

The New Information on the important persons of YOYKOH-GIJYUKU, the first elementary school in Fukuroi in the Meiji era, from the HYUGA family's tombstones, stone monument and others

小栗 勝也\*  
Katsuya OGURI

### 1. はじめに

2016年5月21日、静岡理工科大学が主催する一般向けのSIST公開講座で筆者は用行義塾に関する講演を行った。その直後、筆者の講演を聴講して下さった地元の「久努村史の会」(代表・安間勉氏)の方々から連絡を頂き、これまで筆者の論考では不明であるとしていた関連人物に関する情報をご教示頂く機会に恵まれた。そのうち日向毅<sup>つよし</sup>氏からは、同年6～7月に日向謹作に関わる貴重な情報を数度に亘ってご提供頂いた。筆者にとっては、いずれも初めて接する情報であった。

本稿は、その内容を紹介しながら、用行義塾に関連して新たに判明した事柄等を記すものである。

日向毅氏は日向謹作の曾孫に当たり、謹作の時代の敷地で今も暮らしている日向家本家の現当主である。氏は、はごろもフーズ<sup>株</sup>に長く勤務され、同社の重役を経て子会社の社長となり、2003年に現役を引退されている。上記の地元史に関する勉強会のメンバーでもある。その会で、2015年までに刊行された筆者の関連論文の幾つかを資料にして勉強会が開かれたそうで、日向氏も拙文に目を通して下さっていた。その中で、日向謹作について詳細は何も分からないと記されているのを見て、是非とも筆者に情報を提供したいと考えられたようである。

氏からは、日向謹作の石碑が現存する事実とその内容、また、日向家の墓石の情報から正確な親族関係が分かることを教えて頂き、更に日向家に残る幾つかの写真を見せて頂いた。その中には筆者が初めて見る日向謹作の写真(写真1)もあった。また、スプリングノートに情報をまとめた氏個人の資料も見せて下さった<sup>(1)</sup>。

加えて、後述するように、日向毅氏とは別に、日向博氏及び渉氏からも石碑に関する情報の提供を受け、また筆者の石碑実地調査の際には博氏にお世話になった。ここに記して3氏に感謝の意を表する次第である。

### 2. 石碑から分かる日向謹作と用行義塾

#### (2-1) 碑文の内容

日向毅氏から教えて頂いた日向謹作の石碑は、正しくは「日向君彰徳碑」という。日向謹作がかつて所有していた土地の1つで、現在は日向博氏の自宅となっている敷地(袋井市広岡1528-2)内に、その碑は立っている。博氏によれば、建立当時から碑は移動していないということである。今では、低いとはいえブロック塀で囲まれた普通の民家の敷地内にあり、安易に立ち入れる場所ではないため、その存在自体が広く市民に知られている訳ではないように思われる。筆者も、今回の情報提供を頂くまでは全く知らなかったし、これまでの調査で、この石碑を紹介する文献等に出会うこともなかった。

この石碑に関して、日向毅氏から筆者が提供を受けた情報は、《1》石碑の写真(石碑部分をアップにして示したものが後掲の写真2。石碑裏面の写真は日向氏の手元にはなかった)、《2》碑文(石碑の表面)をそのまま書き起こしたワープロまたはPCによる文書、《3》同じく石碑裏面の文字を書き起こしたワープロまたはPCによる文書、《4》表面の碑文を部分的に抽出し、現代文に直し、それをワープロまたはPCによって作成した文書(全文の読み下し文ではない)、の4種類である。



写真1 日向謹作と妻たを (大正2年写/日向毅氏提供)

2017年2月9日受理

\* 総合情報学部人間情報デザイン学科

日向毅氏の説明によれば、石碑写真の提供者は山崎治助という人物である。写真の裏側には住所印が押されており、そこには、「静岡市両替町一丁目三ノ四／山崎治助／電話②0820 番」（「／」は小栗による加筆。改行を意味する）とある。更に手書き文字で「大正拾参年故日向謹作殿表彰記念碑出来際写ス」と書かれている。

しかし、この写真が撮影された大正時代には電話は貴重な存在で、広く一般に普及していたわけではないので、山崎氏の電話番号付きの住所印が押された時期と、写真の撮影は時期的に離れているはずである。

写真の提供者である山崎治助なる人物が、いつの人物かは定かではないが、日向毅氏の説明によると、日向謹作の娘の一人が嫁いだ先が山崎家であり、その親類にあたる人が山崎治助ということのようである。

この人物は静岡市内で市内局番が「2」のみの電話番号を持つ人であるから、現在から見るとかなり前の人であることは容易に分かる。しかし、正確な時期は分からないが、局番と電話番号がある以上、機械式の自動交換機が導入された後と思われるので、どんなに早くても昭和30年代以降のことであると想像される。

日向毅氏の説明によると、氏が所有し、筆者にも見せて下さった《2》～《4》の文書は、恐らくこの山崎治助から写真と共に貰ったものではないか、ということであった。しかし、静岡市内の局番が「2」のみの時代であれば、未だ日本語ワープロ専用機もPCも登場してはいないはずなので、《2》～《4》のワープロ文書を残すことはできないはずである。これらを誰が、いつ作成したのかを筆者は知りたかったが、日向氏の答えは、よく分からないということであった。

なぜ、このような事に筆者が拘るのかというと、後述するように《2》、《4》の文書には若干ではあるが文字の間違いと思われる部分や、読み下し文の一部削除があるからである。従って、文字を間違えたり、内容を一部削除した人が誰であるのかは重要な問題となる。なぜなら、石碑から文字への変換時に変質が生じた理由の中に、何か特別な理由があるならば、筆者もそれに言及する以上は、考慮して対応すべきであると考えたからである。しかし、詳細は分からないままであった。

ところが、2017年1月4日に突然、筆者の所に1通のメールが届き、それがきっかけで、この謎は解けた。またしても奇遇な巡り合わせで、役立つ情報が自然に筆者の元に飛び込んできたことになる。メールの送信者は日向謹作の曾孫に当たる日向涉氏（都内在住）であった。謹作の四男に査一（せいいち）があり（後掲家系図参照）、その査一には五男一女の子があったが、そのうちの五男にして末子であったのが日向博氏であり、その博氏の長男が涉氏である。涉氏は、用行義塾に関する筆者の既発表稿をWEB上で読み、日向謹作に触れられていることを知り、嬉しくなってメールを下されたのだという。そこ

から涉氏との間で何回かのメールのやり取りがあり（全て同年1月中）、氏からも情報を幾つか提供して頂いた。

日向涉氏から頂いた情報の中には、筆者が先に日向毅氏から見せて頂いたワープロ文書《2》～《4》が全て含まれていた。涉氏の説明から、それは涉氏とその父・博氏の2人で作った文書で、ワードの書式で文書にまとめたのは大学生であった頃の涉氏である、ということが分かった。また、氏が石碑を調べたのは今から15年程前で、碑文の文字は博氏と涉氏の2人で解読したということである。

なぜ涉氏がそれを行ったのかと言えば、日向謹作の石碑が立っている敷地の家が涉氏の実家であり、現在もそこに博氏が住んでいるからである。また、その土地は、かつては久津部報徳社があった所であるそうである。なお、これらの文書は家庭内で保存するために作ったレベルのもので、初めは親戚に渡すことも考えていなかったそうであるが、後に日向毅氏にも確かに渡している、とのことであった。

筆者に情報を届けて下さった際に涉氏は、「異体字や繁体字、読解など【中略・小栗による】間違い等が多いと思います」とメール文中に書かれていたが、それは涉氏自身の力が及ばなかったことによる旨の断り書きも含まれていた。この説明で、日向毅氏から見せて頂いた文書に含まれていた問題の理由が初めて分かった。すなわち、それらは専門家による読解ではなかったために生じたものであり、それ以上に特別な理由はない、ということである。

しかしながら、日向毅氏及び涉氏から頂いた碑文の文章は、それ自体に不備があることには変わりがない。そのため、改めて筆者が碑文を読み直すことにした。その際に考えたことは、毅氏から提供を受けた石碑の写真《1》をスキャナーでPCに取り込み、可能な限り拡大表示して、そこから碑文の文字を読み取る、という方法である。実際にそれに対応してみると、殆どの文字を読むことができた。しかし、石碑の前に人物がいるため、《1》の写真に文字が写っていない部分がある。その部分は、涉氏によって文書化され、毅氏から提供を得ていた《2》《4》の文書から補えないかと考えた。

ところが、この文書には元々問題があった。具体的に述べると、例えば、ケアレミス的な漢字の誤記と思われる箇所が幾つかあったり、同じ文章を二度続けて記していたり（《2》）、また《2》には記されているものの《4》では削除されているものがあったり（例えば伊藤治の名と、彼に関する事柄<sup>(2)</sup>は丸ごと削除されている）、更には、《2》に記されていない文字が《4》にだけ登場するという異同があること（謹作の生誕時期について《2》には何故か月日はあっても年が記されていないが、《4》には「安政二年」とある）などが、問題となる箇所である。特に最後の、謹作の生年の部分は重要な情報であるにも関わ

らず、写真では見えない部分にあるので、《2》《4》の文書に頼る以外にないが、その両文書に矛盾があるために正確な情報を得ることは不可能であった。

そこで、結局の所、正確な情報を得るためには、実物を見るのが一番早いと考え、2017年1月19日に日向博氏宅を訪ね、石碑を見せて頂いた。事前に日向毅氏から伺っていた話では、現在の石碑は長年に亘って放置されたことによる汚れや風化などのため、文字が読み取り難くなっており、大正時代に撮影された石碑の写真の方が文字を判読し易い、ということであった。確かに、写真

では石碑に刻まれた文字は白く塗られていて鮮明であるが、実物を見ると白色は全て剥げ落ちていて、離れた所から碑を見ると何も文字が見えなかった。しかし、近づいてよく見ると、刻まれた文字の輪郭はしっかりと残っており、十分に読み取ることができた。但し、脚立等の準備も何もない状態で訪れたので、高い碑の上部の文字までは筆者には読めなかった。それでも先の写真で、人物の影に隠れている部分は、幸いにも碑の下部であるので、その部分は全て読むことができた。写真では読み取れなかった部分を中心に実際の石碑の文字を読み、それを写真から得た情報に追加することで、ほぼ石碑の全文字を明らかにすることができた。

そのようにして筆者が判読し直した碑文の内容を示したものが資料1である。これに関しては、初めに以下の注記を参照して頂きたい。

(i) 今回の再解説に際しては、《2》《4》の文書も参考資料としたが、上述の通り問題のある文書なので、そのままの形で公にすることは適切ではないと考えた。筆者はそれを参考にしていながら、その文書自体を示さないのはアンフェアのように思われるであろうが、碑文

写真2 日向謹作の石碑



資料1 碑文	日向	君彰	君彰
<p>大正八年 紀元節日 大日本報徳社訓導私立雙松學舎主 橋本鶴堂撰且書</p> <p>開溝域 邑民休 参農政 績維周</p> <p>信報徳 貽嘉謀 赫其行 幾千秋</p>	<p>日向君謹作諱義一本姓源其十一世祖翁右衛門諱義見以降任遠江国山名郡国本郷久努村君安政二年十一月十二日生其郷考平三郎妣高村氏名登美君自幼穎悟學用行義塾有出藍稱明治六年為長上郡富屋敷小学校教員翌年為久津部村副戸長兼學校幹事有治績二十二年為同村助役進村長退職後為農會長茶業聯合會議員村會議員勸業衛生委員奉職恪勤聲譽大揚嘗聽報徳要義於掛川農學舎擊節日是得我意矣爾來東說西諭忘寢食而擴張斯道十四年一月創立興農社為社長是現報徳社根元每月集社員於自宅聘講師說教義十有餘年之久不倦不撓其經費皆自辨見推為結社勸誘委員不入斗北原川菅谷各社教化普及數十村先是鄉里水路葛藤連年不絶口挺身當調和之往日夜奔走終歸平和闔鄉受惠大正三年為水路交涉委員開溝洫自和田岡村各和及自村全七年功全竣矣君家累世有名祖父伊藤次資性豪邁慈仁惠鮮鰥寡救恤窮氓不敢吝資材為傾家產先考承其後未及恢復而歿君生育於此間備嘗艱苦慨然志于興復夙慕二宮先生之德行勤儉自彊先興一家終一邑久津部報徳社之有今日実君之賜也大日本報徳社特賞賜口其他公私受賞三十餘回大正七年十二月晦日病歿享年六十有四社員追慕其徳相謀建碑而傳不朽君配本間氏名太遠舉四男三女長子乾一嗣家次子查一三子虎次四子亮治皆在學長女歸笠原道正次歸山崎博造次歸川合忠平各得其所焉銘曰</p>	<p>日向君彰徳碑</p> <p>大日本報徳社社長 從三位勳二等 岡田良平 篆額</p>	<p>日向君謹作諱義一本姓源其十一世祖翁右衛門諱義見以降任遠江国山名郡国本郷久努村君安政二年十一月十二日生其郷考平三郎妣高村氏名登美君自幼穎悟學用行義塾有出藍稱明治六年為長上郡富屋敷小学校教員翌年為久津部村副戸長兼學校幹事有治績二十二年為同村助役進村長退職後為農會長茶業聯合會議員村會議員勸業衛生委員奉職恪勤聲譽大揚嘗聽報徳要義於掛川農學舎擊節日是得我意矣爾來東說西諭忘寢食而擴張斯道十四年一月創立興農社為社長是現報徳社根元每月集社員於自宅聘講師說教義十有餘年之久不倦不撓其經費皆自辨見推為結社勸誘委員不入斗北原川菅谷各社教化普及數十村先是鄉里水路葛藤連年不絶口挺身當調和之往日夜奔走終歸平和闔鄉受惠大正三年為水路交涉委員開溝洫自和田岡村各和及自村全七年功全竣矣君家累世有名祖父伊藤次資性豪邁慈仁惠鮮鰥寡救恤窮氓不敢吝資材為傾家產先考承其後未及恢復而歿君生育於此間備嘗艱苦慨然志于興復夙慕二宮先生之德行勤儉自彊先興一家終一邑久津部報徳社之有今日実君之賜也大日本報徳社特賞賜口其他公私受賞三十餘回大正七年十二月晦日病歿享年六十有四社員追慕其徳相謀建碑而傳不朽君配本間氏名太遠舉四男三女長子乾一嗣家次子查一三子虎次四子亮治皆在學長女歸笠原道正次歸山崎博造次歸川合忠平各得其所焉銘曰</p>

の文字を全て解読できた現時点では必要のない文書である上に、文書を作成した人の名誉も考慮する必要があること、また、余計な混乱や誤解を拡大すべきでは

ないこと等から、公表しない方がよいと筆者は判断した。ご了解を頂きたい。

(ii) 筆者は再解読に当り全力を尽くしたつもりではある

## 資料2 読み下し文 (小栗による)

日向君彰徳碑 大日本報徳社社長 従三位勲二等 岡田良平 篆額【篆書による題字。そのみ岡田による】  
日向君は、本姓は源で諱【故人の隠された実名】は義一という。11代前の祖先に諱を義見という右衛門があり、それ以降、遠州国山名郡国本郷【国本村は明治8年以降の村名】の久努村【久努村は国本村ほか合併して明治22年に出来た村名。従って国本と久努の村名が並立することは本来ありえないはずだが、碑文が書かれた大正時代にはそれらの詳細は忘れられているようである。また、11代前の先祖の時代にもこれらの村名はないはずである。】に住むことになった。君は安政2年11月12日にその郷で生まれた。考【亡父のこと】は平三郎で、妣【ひ。亡母のこと】は氏は高村、名は登美という。君は幼い時より穎悟【賢く優れていること】で、用行義塾に学び、出藍の称【「出藍の誉」と同義であろう】あり。明治6年長上郡【現・浜松市の一部】富屋敷小学校【現・南の星小学校(旧・五島小学校)・芳川小学校・芳川北小学校の前身校】の教員となり、翌年には久津部村の副戸長兼学校幹事となる。以来その治績は22年になる。同村の助役、さらに進んで村長となり、退職後は農会長、茶業連合会議員、村会議員、勸業衛生委員を奉職し、恪勤【真面目に務めること】にして声誉【良い評判】を大に揚ぐ【あげる】。嘗て【それより前】報徳要義を掛川農学舎で聴き、撃節【大に共感する様】したその日に、我が意を得たりとの感を抱き、爾来【それ以来】、東西の説論に学び、寢食を忘れ、而して【それにより】斯道【この道】を拡張した。【明治14年1月に興農社を創立し、社長となったが、是が現在の報徳社【久津部報徳社のことか】の根元である。毎月、社員を自宅に集め、講師を聘して【招いて】、教義を説かせること十有余年の久しきにわたり、倦まず撓まず続けた。その経費はみな【謹作が】自弁した。推【その後の移り変わり】を見て、結社を為し、委員を勧誘して、不入斗【読みは安間勉氏の教示による。久津部の北にある地名】、北原川【同じく地名。読みは日向渉氏の教示による】、菅谷【同じく地名】の各社【各々の報徳社】を創る。【謹作による】教化の普及は数十村に及ぶ。是より先に、郷里では水路をめぐる葛藤が連年絶えなかったが、【謹作が】挺身して調和させる往を探す仕事に当り、日夜奔走、終に平和に帰し、闔郷【村のすべてが】、恵みを受く。大正3年、水路交渉委員と為り、溝洫【みぞのこと】を開き、【その水路は】和田岡村より各和【地名】、自村【自分の村=久津部地域のこと。大正のこの頃は久努村】に及ぶ。同7年、【水路開拓は】全て竣功した。君の家は累世にわたる名の有る家であるが、【とくに】祖父・伊藤次【「ママ」はそのままの意。後述の注(19)の①で示す通り、碑に刻まれた文字「次」は間違いで「治」が正しい】は、資性が豪邁【勇猛】で、慈仁【情け深いこと】があり、鰥寡【妻を失った夫と、夫と別れた夫人。よるべの無い人】を恵み、窮民を救恤【助ける】す。敢えて吝【ケチなこと】することなく、家産を傾け資材と為す。先考【亡父=平三郎のこと】は其の後を継いだが、未だ【家産を】回復できぬままに没してしまった。君は此の間に生まれ育ち、艱苦を備嘗【ことごとく嘗めつくすこと】し、慨然【公憤を感ずる様】、興復を志す。夙に【以前から】慕っていた二宮先生【二宮尊徳のこと】の徳行である勤儉、自彊をもって、先ず一家を興し、終には一邑【邑=村】を興す。久津部報徳社の今日有るは実に君の賜なり。大日本報徳社から特に賞を賜り、その他、公私の受賞は30余回になる。大正7年12月晦日、病没す。享年六十有四。社員はその徳を追慕し、相謀りて碑を建つ。而して【それにより】不朽に伝えんとす。君の配【配偶者】は、氏は本間、名は太遠。四男三女を挙ぐ【育てあげる】。長子の乾一は家を嗣ぎ、次子の直一、三子の虎次、四子の亮治は皆、在学中である。長女は笠原正次に歸し【嫁ぐの意味】、次は山崎博造に歸し、次は川合忠平に歸し、各、其の所を得たり。銘【末尾に添える詩のこと】に曰く、

溝を地域に開き 村民を休め 農政に参じ 維を周りに績ぐ  
報徳を信じ 嘉謀【よい企て】を貽す 赫々たり【盛んな様】し其の行い 幾千秋【秋は年の意味。何千年もの後世まで伝えたい、の意】

大正8年紀元節日【2月21日】 大日本報徳社訓導私立雙松学舎主 橋本鶴堂撰【撰は詩文を作ること】且つ書【橋本がこの碑文の文章を考え、実際に文字も書いたという意味】

(補注：【 】は小栗による注記を意味する。)

が、それでも筆者自身の力不足のために、碑文の文字の判読を誤っていたり、不備や遺漏が残っているかもしれない。そのため、将来どなたかが石碑全体の本格的な調査を行い、筆者の間違いを修正して頂ける日が来れば幸いである。

(iii) 僅かではあるが、筆者には判読できなかつた文字が2つあり、その部分は「□」で示した。

(iv) 異体字等は全て現在の字体に直した。

次に碑文の内容についてであるが、筆者による読み下し文を示したものが資料2である。大意としては間違っていないと思うが、ここでも筆者の力不足と判読難の文字が存在していることから、完全に解読できている訳ではないことをお断りしておきたい。

## (2-2) 日向謹作と用行義塾の関係

以上の碑文から判明した日向謹作と用行義塾に関する事柄で、筆者にとって重要な点は次の2点のみである。1つ目は、用行義塾の発起人の1人として記録されていた日向平三郎が、日向謹作の父であった事実である。2つ目は、日向謹作の当時の立場について新しい事柄が判明したことである。ここでは、特に第2点目に着目して解説しておきたい。

当時の謹作については、『袋井市史』では用行義塾の「世話係」とされており<sup>(3)</sup>、筆者の既刊論文では「用務員」のような立場にいたのではないかと推定した<sup>(4)</sup>。その根拠は出席簿の記録にある。その記録から、謹作は他の「特別な塾生」達と当番の役割等でほぼ同じ状況にあったことが分かるが、1つだけ異なる点があった。それは謹作だけが塾の授業料等を保管管理していたことである。自ら授業料を支払って塾で学ぶ者と、そのお金を預かる者とは立場が異なるに違いないから、筆者は、謹作は「塾生」ではなくて、学校の管理側の1人と考えた。その意味では『市史』のいう「世話係」でもよいのだが、今日的な名称に近いものとして「用務員」という言葉を筆者は選んだ。

ところが今回の碑文によると、謹作は“用行義塾で学んだ”と記されている。「學用行義塾有出藍稱」の部分それがそれである。用行義塾で学び出藍の称が有ったという意味である。“出藍の誉”と言える程、彼の学力が優秀であったか否かについては、ここでは問題にしない。彼を顕彰する碑文の表現であるから実態以上の形容がなされている可能性があっても別段不思議はないし、また彼が優秀であったか否かを検討する材料が何もないからである。しかし、用行義塾で学んでいた、という記述は見逃せない。その情報が正しければ<sup>(5)</sup>、これまでの『市史』や筆者の見解とは異なり、彼は当時、この塾で学ぶ立場でもあったことになる。

用行義塾は明治5年7月から授業が開始され、同末11

月までは授業が行われた記録がある。謹作が用行義塾から離れ、長上郡（現在の浜松市の一部）の富屋敷小学校（現在の南の星小学校他の最前身）の教員として赴任したのが明治6年であると碑文にあるから、この順序通りであれば、彼が学んだ用行義塾は明治5年のそれということになる。本誌本巻別掲拙稿<sup>(6)</sup>で示した通り、用行義塾は2つ存在していたが、謹作が学んだ用行義塾は明治5年のものであるから、1つ目の小学校としての用行義塾のことであり、明治7年に復活した2つ目の用行義塾（英語塾）ではないことも確実となる。彼は用行義塾に学んだ後で、教員になり、更に翌年に地元へ戻り役人になったのであって、役人になった後に2つ目の用行義塾で学び直したということにはならない。碑文に書かれた文章の順序から、そのように結論付けられる。

以上のことから、日向謹作は用行義塾で学ぶ塾生であったことが分かった。先に筆者は、用行義塾の出席簿データを整理し、用務員の日向謹作と「特別な塾生」を合わせて出席状況を示す一覧表を作成したが、その解説中に、謹作には束脩（入学金）や教授料（授業料）を納めた記録がないので塾生ではない可能性が高い、とも記した<sup>(7)</sup>。しかし碑文から得た新しい情報を加味して、この解釈を訂正し、謹作は用務員の仕事をしながらも、同時に授業料無しで学んでいた特別中の特別な塾生であった、と考えることにしたい。

謹作の父・日向平三郎が用行義塾の設立に関わった発起人9名中の1人であったことを考え合わせると、その関係で謹作が選ばれて、塾のお金を預かる等の世話をすると共に、内部関係者という立場から特別に無料で学ばせてもらっていた、というのが実態ではなかったかと想像される。以上が、用行義塾時代の日向謹作に関して新たに判明した事柄である。

## (2-3) 日向謹作の経歴情報の追加

用行義塾とは離れた所における日向謹作の経歴について、これまでに筆者が知り得た情報は、本誌本巻別掲拙稿<sup>(8)</sup>で示した通り、久努村の助役・村長を務めたことがある、という程度のものでしかなかった。しかし、今回の碑文から、用行義塾で学んだ後、明治6年の1年間ほど、謹作が現在の浜松市にあたる地域の小学校（富屋敷小学校）の教員として赴任していたこと、翌7年には久津部村に戻り、「副戸長兼学校幹事」になっていたことが判明した。

副戸長は戸長に次いで村をまとめる立場にあった役職のことである。村長の名を用いるようになった後の時代に即して言うならば副村長という意味になり、実際に存在した役職名で示せば助役に相当する。まだ村長の名を使わず、戸長と称していたのは、明治初めから10年代初め頃までの大区小区制の時期のことである。その時代から彼は久津部村の副戸長になっていたことになる。

また、当該地域における当時の学校は用行義塾の後身（建物も同じ）である久津部学校のみであるから、ここで言う学校幹事とは久津部学校の管理職を意味する。彼は学校の管理者として、再び元の校舎に戻ってきたことになる。

また、この石碑からは、謹作の祖父・日向伊藤治<sup>9)</sup>が恵まれない人のために家産を散じ、恢復に至っていない苦しい時期に謹作が生まれ育ったこと、そのため謹作が家の再興を志し、同時に報徳思想で村をも興させることに成功したこと、或は自宅に講師を招いて講演会等を開催していたこと等、興味深い事柄も分かる。その他の内容は資料2の読み下し文を参照して頂くとして、ここでは割愛する。これらの情報は日向謹作個人を研究する上では全てが重要なものとなるが、本研究の目的である用行義塾とは直接関係しないので、本稿ではこれ以上立ち入らないことにする。

**(2-4) 石碑裏面の情報**

石碑の裏側にある文字情報は資料3の通りである。これについては、日向毅氏から提供されたワープロ文書《3》の内容をそのまま掲載している。但し、実際の石碑の裏面は写真3（小栗が撮影）の通りである。「大正八年三月

建之」<sup>10)</sup>の文字は、人名が列記された枠の上部に独立して置かれていて、資料3における、その文字の位置は実物とは異なっている。しかし写真通りに表示する誌面の余裕がないので、敢えてそのままの形で示した。

ここに、この石碑の建立時期が大正8年3月であると記されている。前出の石碑表面では、文章の最後の左端に大正8年の紀元節日（2月11日）という日付が記されており、それは橋本鶴堂がこの碑文を書いた時を指している。2つの情報を合わせると、碑に刻むための文が紀元節日に書かれ、3月に碑を建立した、ということになる。しかし、これほど大きく立派な

**写真3 石碑の裏面**



石碑であるから、文を書いて、石に刻み、建立するまでに僅か1ヶ月ほどの時間で出来るものであろうか。疑問ではあるが、記された情報を額面通りに受け取ると、そのように解釈するしかない。

次に、裏面に刻まれた人名についてであるが、これらの人々は、報徳社の社員を示すものと考えられる。しかし、石碑表面の冒頭に書かれた「大日本報徳社」であれば、当時の社長は、碑文の通り、岡田良平であり、ここに記されている「理事社長」「早川莊平」とは異なるので、別の報徳社であることは間違いない。どこの報徳社である

大正八年三月建之

**資料3 石碑裏面**

原原鈴原足三横石足足日	社	監	辨	理	理
田田木田立浦川田立立向	員	事	務	副	事
喜源浅実武新啓京三隆乾	新	七	芳	莊	
平七吉平二平吉作次二一	平	郎	郎	郎	平
加原安日永原原石石原三田石鈴鈴三永寺足原松鈴鳥					
藤田間向井田田田田田浦中田木木浦井田立田井木居					
重藤長芳銀五 常重豊平半周忠鎌ゆ鎌興ひ浅庄竹豊					
作郎七平平郎昇蔵平郎郎夫吉郎吉う吉平で吉郎吉作					
	工	試	休		
鈴鳥阿原事早業阿長長社日原三三早足石三三早安	委	社	員		
木居部田員川員部坂坂 向田浦浦川立田浦浦川部					
浅豊弥勇 勝 き欽い 康嘉文房辰道七伝次莊弥					
吉作平郎 郎 み也さ 平作一次雄三郎郎作平平					

かを明確に示した文字が見当たらないが、表面の碑文中に出てくる久津部報徳社がそれに当たる可能性が大である。

その理由は、ここに列記されている人々それ自体にある。例えば、副社長として日向芳平の名があるが、彼は後述するように日向謹作の義弟である。また社員として名を連ねている人物の中にも、一般の「社員」（報徳社のメンバーの意味）の筆頭には日向謹作の長男乾一が置かれており、その次は足立英三郎の息子の足立隆二である。隆二は大正時代（大正5年11月18日～8年9月25日まで）に久努村（久津部地域を含む当時の村）の村長を勤めた人であり<sup>(11)</sup>、従ってこの石碑の建立時も村長である。村長よりも日向乾一が上席に置かれているのは、乾一の父親である日向謹作の彰徳碑であるが故であろう。なお隆二の父、足立英三郎は用行義塾発足当時、久津部足立家総本家の家長であり、用行義塾発起人の筆頭に置かれていた人物でもある。その次に名が刻まれている足立三子次（みねじ）は、総本家とは別系統であるが同じ足立一族に属する人で、足立貫一の孫である。足立貫一も用行義塾発起人の1人である。また、2段目に記されている足立ひでは、足立貫一の娘であり、足立三子次の母である<sup>(12)</sup>。

このように、久津部地域の有力者が名を連ねているのであるから、この地域の報徳社であることは間違いない。すると、石碑表面に記されている報徳社名の「久津部報徳社」以外にはないであろう。

更に、日向博氏から伺った話では、石碑のあるこの場所には、現在は同氏の自宅が立っているが、かつては久津部報徳社の建物があり、「ホウトク」と呼んでいたそうである。また、石碑は土台部分を補強したことはあっても建立された時から場所は移動していない、とも話して下さった。石碑がある場所が久津部報徳社であったのであるから、ここに記された「社員」も久津部報徳社のメンバーを指すと断定してよいであろう。

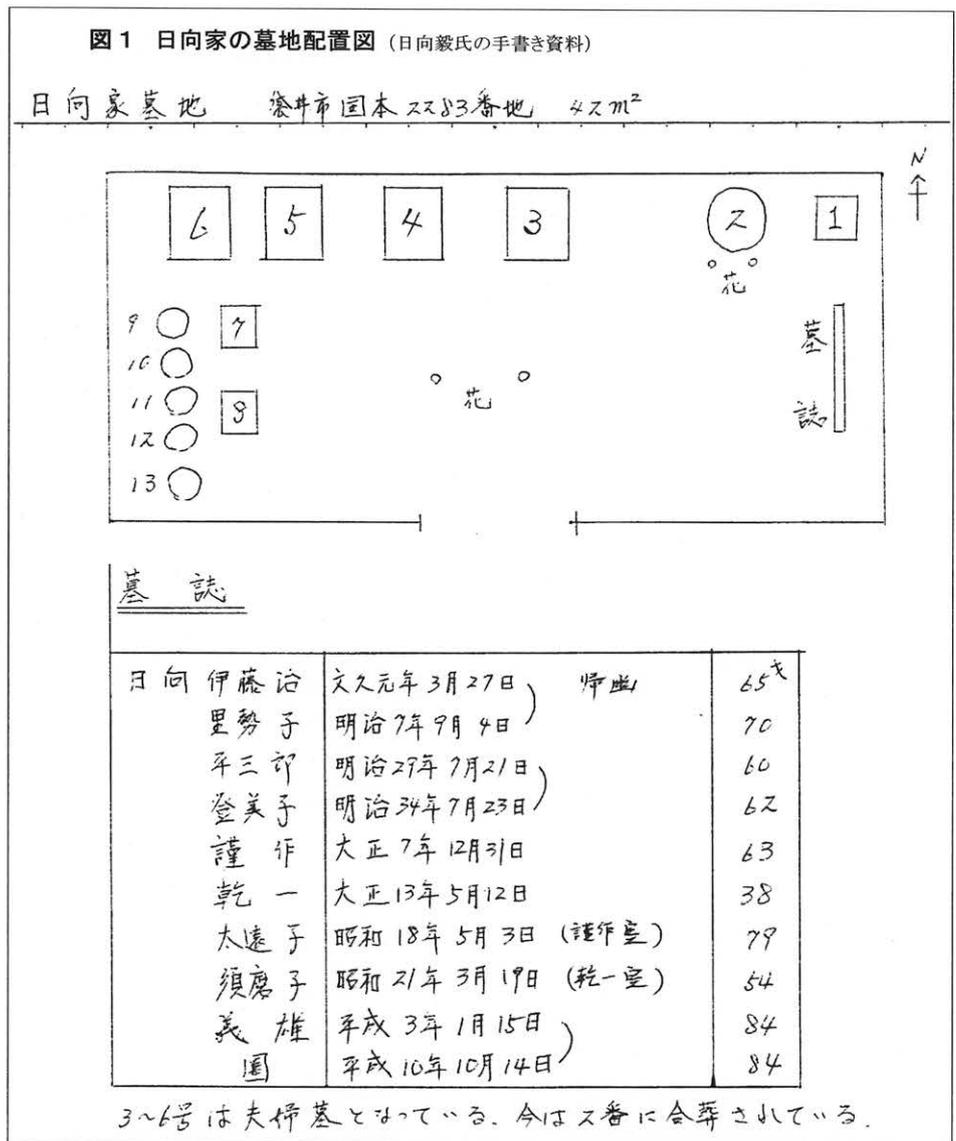
従って、この石碑裏面に名を連ねている人々は、久津部報徳社のメンバーであり、同

時に当時の久津部地域の有力者たちであると見る事ができる。そこには、他にも多くの日向姓、足立姓の人物の名が見られるが、残念ながら筆者には、それらの人々の関係性が分からない。また足立、日向だけでなく、三浦や原田、石田の姓も多いことが分かる。用行義塾の発起人9名の中には、足立、日向、大草の3つの姓の者しかいなかったが、その他にも久津部には有力な家柄が存在したようである。しかし、大正時代の石碑に見られる三浦、原田、石田等の姓の者が、用行義塾発起人の中には見られないのは何故なのであろう。理由は分からないが、用行義塾があった明治初期と大正期では地元の有識者層が変わっており、それが反映されているということなのであろうか。

### 3. 墓石・戸籍の記録から判明した日向家の家族構成

#### (3-1) 平三郎と謹作は親子

既刊拙稿<sup>(13)</sup>で示した通り、戸倉新資料①で判明した用



【小栗補足】「墓誌」の石版には、例えば「日向伊藤治 文久元年三月二十七日掃幽行年六十五才」と書かれており、「行年」は年までで月は記されていない。上の手書き情報は、情報としては全て正しい。

行義塾の発起人9名のうち、日向姓の者が1人だけ含まれていた。日向平三郎である。同じ日向姓であるから、日向謹作と日向平三郎には何かの関係があるのではないかと想像していたが、その通りであることが、今回、日向毅氏から提供を受けた石碑と墓石の情報から判明した。石碑に関しては既に触れたので割愛する。ここでは墓石の情報について紹介する。

日向氏から得た墓石の情報は、墓石の位置を示した図と、墓石に刻された文字情報をまとめた表の2つである。2つとも日向氏の手書きによるものである。ここでは、墓石の配置図は氏の手書きのものをそのまま示し、表は筆者が清書したものを示す。図1と表1がそれぞれである。なお、表1の墓石の便宜Noは、図1の墓石の番号と対応している。

これらの墓は、袋井東幼稚園の東側にある坂を登った小さい山の上に作られた墓地の一角にある。筆者も自分の目で、これを確認している。山の麓の平面にある墓地は正観寺のものだが、同じ山の上部にあるこの墓地は、寺の墓地の一部なのか別のものなのか筆者には定かではない。日向家の墓石群は、山のほぼ頂上の最南面に位置

しているため、非常に見晴らしのよい場所にある。現在もそうであるから江戸時代も同じであったと思われるが、ここからは久津部地域の田畑を一望にできる。この山はひよどりやま鶴山と呼ばれ、久津部の庄屋であった足立家は初めこの山の南麓に居を構えていた(本誌本巻別掲拙稿「用行義塾に関係した足立家の家系図について」を参照)。庄屋が居館を置くには絶好の場所である。山の上に立つと、ミニチュア版の城の主になったかのような感覚を筆者は抱いた程である。

しかし、そうであるが故に、ここに並んだ墓石は雨風に晒され易いことにもなる。そのためであるか、或いは他の理由によるかは不明だが、日向家の墓石には傷みが激しものが少なくない。そのような墓石については、筆者の目では日向毅氏の手書き資料を越える情報を読み取ることはできず、従ってまた日向氏の記録に誤りがあるか否かも確認することができなかった。氏は、よくここまで読み取ることが出来たものだと感心するばかりである。氏が確認した頃は、今日よりも状態が良く、読み取り易かったということであろうか。

但し、傷みが激しくない墓石については筆者も自分の

表1 日向家の墓石に刻まれた文字情報

墓石の便宜No.	正面	右側	左側	備考
1	【不明】	寛政八丙辰 <small>カ</small> 給五月□九日 俗名 日向平三郎 六十□□	—	—
2	先祖代々諸霊	—	昭和三十二年九月 日向義雄建之	五輪塔
3	日向伊藤治源義高 義高室名倉里勢 之墓	義近男号徹叟玄心居士 文久元年酉三月廿七日歿享年六十五歳	山名郡彦嶋村名倉長太夫二女 明治七申戌九月四日歿 享年七十歳	夫婦墓
4	日向平三郎源恭暁 恭暁室高村登美子 墓	日向義高男幼名伊佐治 明治二十九年九月廿一日午後六時歿 享年六十年五ヶ月	小笠郡掛川町高村六次郎二女 明治二十四年七月廿三日午後八時歿 享年六十二年八ヶ月	〃
5	日向謹作源義一 義一本間太遠子 墓	恭暁長男謹作 大正七年十二月三十一日午後十一時歿ス 享年六十二年二ヶ月	遠州横須賀城主西尾領内大庄屋 池新田村本間宗兵衛源清庭ノ二女	〃
6	日向乾一源義則 義則室白松須磨子 墓	義一長男乾一 大正拾参三年五月拾貳日午前十時歿ス 享年参拾八歳六ヶ月	周智郡森町白松徹二女	〃
7	□道徹居士 珠妙映大姉	文政四□巳年卯六月廿六日□ □□□ 日向四郎左馬尉源義近墓	【不明】	—
8	同會 孤雲根上座位 □屋□誰尼上座	□□四戊正月十七日	—	—
9	浄見上座 源□□□□	—	—	—
10	正徳五未□真奇淋尼□位 八月十一日	—	—	—
11	【不明】	—	—	—
12	享保十五年戌九月七日、元 祖法禅定尼靈位 帰源真□行際沙弥、享保四 亥五月五日	—	—	—
13	早生追影童子	【不明】	—	—

(補注1) □は判読難の文字。ルビ部分に「カ」を付したのは小栗によるもので、不確か(日向毅氏による)であることを意味する。(補注2)「一」は何も情報がないことを示す。(補注3)【】内の文字は日向毅氏による。(補注4)ルビ部分に「★」を付した漢字は、左に「号」、右に「扉」のような文字を置いた漢字であるが、「号」の異体字に正にそれがあるので、「号」とした。

目で文字を確認することができた。その結果、日向氏の手書き文書の一部に、墓石に刻まれた文字と異なる部分があることを見つけた。いずれもケアレスミス程度のもので本質的な誤りではないが、筆者が気付いた間違いについては、正しい情報を表1に反映させた<sup>(14)</sup>。

表1にある通り、日向謹作の墓石(No.5)には右側部分に「恭暁長男謹作」と記されている。謹作は恭暁の長男である、という意味である。別の墓石(No.4)には正面部分に「日向平三郎源恭暁」と記されたものがあり、日向平三郎の別名が源恭暁であることが分かる<sup>(15)</sup>。ここから、謹作の父である恭暁は日向平三郎であることが判明する。すなわち、用行義塾の発起人に名を連ねていた日向平三郎と、用務員を兼ねた特別な塾生であった日向謹作は親子であることが分かる。先に紹介した謹作の石碑からも、そのことは判明していたが、墓石の情報からもそれで間違いがないことが確認できた。

### (3-2) 生年月日の確定

次に紹介したいことは、墓石の記録から生年が推定できるということである。日向謹作および日向平三郎の墓石は共に本人の亡くなった年月日と享年が記されている。

表1から、平三郎の没年月日は「明治二十九年九月廿一日午後六時歿／享年六十年五ヶ月」（「／」は小栗による。改行を示す）と分かる。享年が月単位まで示されているということは、数え年ではなく満年齢で示されていることを意味する。従って、歿年月日から数えて60年5ヶ月前を逆算すれば生年月日を導き出すことができる。元号では計算が難しいので、西暦に直すと、明治29年は西暦1896年である。その年の9月から数えて60年5ヶ月前に当たる時期は西暦1836年4月となる。1836年は天保7年であるから、答えは天保7年4月となると思われるであろう。ところが、この答えは正しくない。

当時の日本では、このような単純な計算では正しい年月日を逆算できない特殊な事情がある。それは、明治5年(1872年)11月に改暦があったからである。この時、それまでの太陰暦から太陽暦に変わったため、改暦の前と後では月の数と月毎の日数にも大きな違いがあり、そのため改暦を挟んで年齢を計算する際には、改暦による特殊な差を考慮した上でなければ、正しい生年月を示せないのである。この改暦による差も含めて瞬時に計算できる方程式のようなものがあり、それを使えば簡単に算出できるようになっているのかどうか、不幸にして筆者は知らない。しかし、このような時に便利な資料があることは知っている。『日本陰陽暦日対照表・下巻』<sup>(16)</sup>(以下『対照表』と略す)がそれである。これを用いれば改暦前の日本の暦に基づく年月日を1日単位で、西暦(グレゴリオ暦)の年月日に正しく置換できる。この置換を行うことで初めて正確な年齢を逆算することが可能となる。

例えば、墓石の記録から日向平三郎の没年月日は明治29年9月21日と分かる。明治29年は改暦後なので、これを西暦に直すときは年だけを西暦に直せばよい。すると1896年9月21日となる。ここから享年60年5ヶ月分の時間を正確に遡ると、1836年4月21日となる。享年が月単位まで分かっているのは有り難いことであるが、日数までは不明なので日数分の誤差は当然あり得るが、ここでは丁度5ヶ月前の日が生年月日であると仮定しておこう。この1836年4月21日を『対照表』で日本の暦に直すと天保7年3月5日となる。

先の単純な計算では4月が生まれた月であったものが、西暦に統一した後で逆算したことにより、生まれた月を3月に修正できていることが分かる。これが、より正確に近い平三郎の生誕時期ということになる。

それでも享年では判明しない日数分の誤差を無視した仮の結果であるから、厳密には正確な生年月日とは言えない。しかし墓石からの調査では、この程度の概算結果しか得られないことを承知の上で対応するしかない。

ところが、幸いなことに、今回の日向家の人々に関しては、生年月日に関する曖昧さを完全に排除できる情報を、墓石とは別の所から入手することができた。それを齎して下さったのは、やはり日向毅氏である。筆者は全く予期していなかったのであるが、氏が前日に電話を下さった上で2016年7月14日に静岡理工科大学を訪れ、1つの資料を筆者に届けて下さった。それは「戸主」日向謹作の戸籍を「除籍」した時に役場に残された戸籍の情報であった。氏は、平成28年7月7日付で、袋井市長発行による「除籍の原本」の謄本(全5枚)を取り寄せて下さっていたのである。筆者はそれを全てコピーし、原本は氏に返却した。この資料から、それまで分からなかった幾つかの新情報と共に、関係者の生没年月日に関する正確な情報を得ることができた。

但し、本稿では、この除籍記録の中身をそのままの形で示すことは避けた。そこには生没年以外にも離婚等の情報も含まれており、全ての開示は不適切と判断したためである。除籍の記録から判明した情報は、必要な範囲に限り、個々に示すことにする。

例えば、日向平三郎の正確な生年月日は除籍の記録によれば「天保七年五月十四日生」であった。死没は「明治二九年九月廿一日死亡」であり、これは墓石の記録と同じである。

この除籍の記録を見て、平三郎の生年月は先に計算で求めた天保7年の4月でも3月でもなく、5月であることが新たに判明した。享年による逆算は西暦に換算しても正しくなかったことになる。それは日数分の誤差が残っていたためであるのか、或いは、それ以外に理由があるのかを確認したいと考え、次の検証作業を行った。

除籍の記録から正確に判明した平三郎の生年月日である天保7年5月14日を、『対照表』を用いて西暦に直す

と1836年6月27日になる。没年月日の西暦表示は既述の通り1896年9月21日であるから、その差はおおよそ60年3ヶ月である。墓石には享年60年5ヶ月と記されていたが、5ヶ月と3ヶ月では2ヶ月もの差がある。この差は、とても日数分の差によるものとは考えられない。

役場に保存されている公的な資料であるから、除籍の記録が間違っているとは考えられないので、筆者はこちらを信用することにした。もし日向毅氏が、墓石の文字を書き写す際に、享年の月の部分に「三」と刻まれているものを「五」と間違えて書き写していたとしたら、上の計算の通り、享年は60年3ヶ月が正しいことになる。そうすれば墓石の情報と除籍の情報は一致することになる。日向氏が写し間違いをしていなかったかどうかを確

かめるため、筆者も実際に墓石の該当箇所を見た。この墓石は傷みが殆ど無いもので、文字はしっかり読むことができた。そこには確かに「五」と刻まれていた。つまり日向氏の書き写し間違いはなかった。間違っていたのは、墓石に文字を刻ませた人の方であった<sup>(17)</sup>。

墓石に刻まれた文字が正しい情報でないのであれば、それを頼りに、いかなる計算をしてみても、正しい答えに辿り着くことはできない。墓石に刻まれた文字でも信用できない場合があるということである。この種の調査では、より真実に近づくためには1つの資料だけに頼ると危険であり、可能な限り多くの資料を集めて、正確な情報は何かを吟味することが大切であると改めて気付かされる。

表2 用行義塾の塾生で年齢が判明している者

氏名	年齢	根拠となる記録	左の情報で収録されている拙稿の場所(出典1)	元の典拠史料(出典2)
1 渡辺猪十	17歳	明治5年7月21日の入塾記録に、壬申年17とある。壬申は明治5年のことなので、この年、17歳ということ。以下同。	拙稿「用行義塾の基礎的研究資料(その2)」(『静岡理科大学紀要』第23巻、2015年)所収の表2、111頁。	『袋井市史 史料編四 近代現代』318頁
2 中山源三郎	14歳	明治5年7月25日の入塾記録に、壬申年14とある。	同上	同上
3 中山曹一郎	17歳	明治5年7月28日の入塾記録に、壬申年17とある。	同上	同上
4 愛吉	9歳	7月21日の出席簿の記録にこの年齢が記載されている	同上拙稿「用行義塾の基礎的研究資料(その2)」所収の表3、117頁。	『袋井市史 史料編四 近代現代』312頁
5 長七	10歳	7月21日の出席簿の記録にこの年齢が記載されている	同上	同上
6 紋次郎(紋次)	13歳	7月21日の出席簿の記録にこの年齢が記載されている	同上	同上
7 菊次郎(菊次)	9歳	7月21日の出席簿の記録にこの年齢が記載されている	同上	同上
8 仁平(二平)	9歳	7月21日の出席簿の記録にこの年齢が記載されている	同上	同上
9 浜次郎(浜次)	13歳	7月21日の出席簿の記録にこの年齢が記載されている	同上	『袋井市史 史料編四 近代現代』313頁
10 いつ	8歳	7月21日の出席簿の記録にこの年齢が記載されている	同上	同上
11 はる	9歳	7月21日の出席簿の記録にこの年齢が記載されている	同上	同上
12 うた	11歳	7月21日の出席簿の記録にこの年齢が記載されている	同上	同上
13 庄次郎	14歳	7月21日の出席簿の記録にこの年齢が記載されている	同上	同上
14 瀬平	11歳	7月21日の出席簿の記録にこの年齢が記載されている	同上	同上
15 勝次郎	10歳	7月21日の出席簿の記録にこの年齢が記載されている	拙稿「用行義塾の基礎的研究資料(その3)」(『静岡理科大学紀要』第23巻、2015年)所収の表4、128頁。	同上
16 八十吉(弥楚吉)(松庭八十吉)	8歳	7月21日の出席簿の記録にこの年齢が記載されている	同上	同上
17 常吉	9歳	7月21日の出席簿の記録にこの年齢が記載されている	同上	同上
18 竹次郎	9歳	7月21日の出席簿の記録にこの年齢が記載されている	同上	同上
19 平吉	12歳	7月21日の出席簿の記録にこの年齢が記載されている	同上	同上

以上

次に、日向謹作の生没時期についてであるが、墓石には「大正七年十二月三十一日午後十一時歿ス/享年六十三年二ヶ月」とあり、生年は記されていない。既に「除籍」の存在を紹介したので、ここでは平三郎と同じように墓石の享年から逆算して生年を推測する煩雑な作業は一切省き、除籍の記録から、生歿に関する正確な情報を示すことにする。除籍の記録では、日向謹作は「安政二年十一月十二日生」、「大正七年拾貳月参拾壹日午後拾壹時参拾分本籍ニ於テ死亡」とある。死没の情報は、墓石の記録にはない分の単位まで記されている。また父平三郎が明治9年11月14日に退隠し、長男の謹作に家督を相続させていることも除籍の記録に記されている。

除籍の記録から判明した謹作の生年月日＝安政2年11月12日を、前出の『対照表』を用いて西暦に変換すると1855年12月20日となる。死没時の大正7年は改暦後であり、年だけを西暦に直せばよいので、1918年12月31日となる。その差は63年と11日である。謹作の墓石には享年63年2

ヶ月とあり、確かにそのように彫られていることを筆者も実物で確認している。表1の日向平三郎、日向謹作に関するものは、筆者の目でも確認済みであり、全て正しい情報である。もし、その墓石の記録通りであったとしたら、彼は、実際よりも1ヶ月余り長く生きたことになる。ここでも残念ながら、墓石の方が誤っていた<sup>(18)</sup>。

(3-3) 用行義塾時代の日向謹作

正確な生年月日が判明したので、用行義塾時代の日向平三郎、謹作の年齢を計算すると次のようになる。用行義塾発校の日は明治5年6月25日であるが、これは改暦前なので『対照表』により西暦の年月日に変換すると1872年7月30日になる。すると、この時、日向平三郎(1836年6月27日生)の年齢は36歳1ヶ月と数日、謹作(1855年12月20日生)は16歳7ヶ月12日となる。

謹作は年齢的に見ても、「特別な塾生」として筆者が区分けした渡辺猪十(17歳)、中山曹一郎(同)らと、ほぼ同じである(表2を参照)。

これまでの情報を総合すると、用行義塾の頃の謹作は、年齢的に近い他の特別な塾生と共に用行義塾で学び、当番などの仕事も同じように行いながら、時に彼だけが学校業務として授業料保管の仕事を行うことがあったとい

う実態が浮かび上がってくる。それ故、大きな区分としては「特別な塾生」の枠に謹作を入れても問題はないかもしれないが、謹作は他の特別な塾生とは異なる業務も兼ねていたので、既稿で行った筆者の判断の通り、彼だけは今後も特別扱いのままにしておきたい。

(3-4) 日向家の家系図について

日向毅氏は、墓石と石碑の情報を調べて独自に手書きの家系図を作り、ノートに記されていた。その後になって「除籍」の情報が新たに加わったので、修正や加筆を加えるべき点が出てきた。更にその他の情報も一部加えて、筆者が作り直したものが図2の家系図である<sup>(19)</sup>。

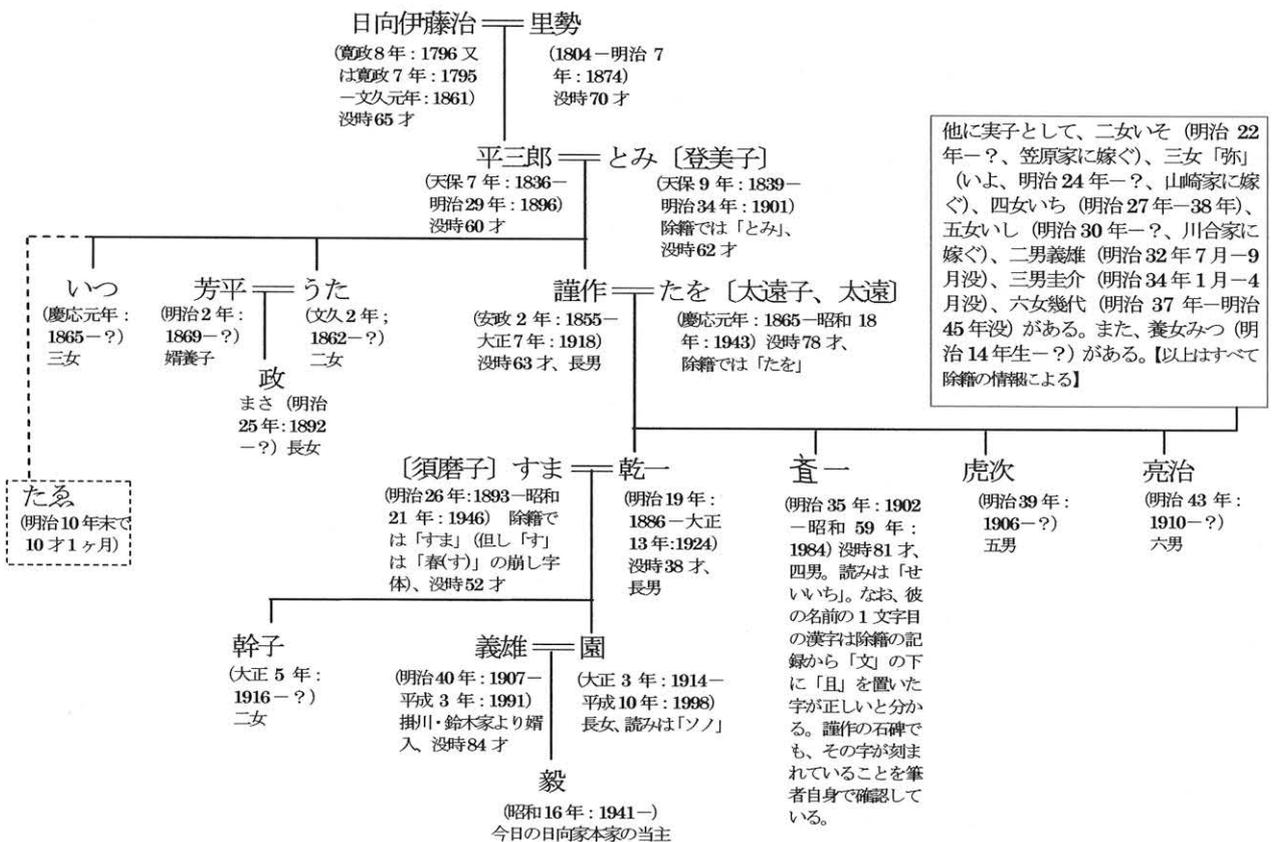
これまで筆者は日向謹作と平三郎が親子であったことさえも知らなかったが、それ以外の親族についても、これほどの情報が明らかになったことは初めてである。過去に公刊文書において日向家に関する情報が紹介されたことは皆無であったので、これらの情報が判明したことだけでも非常に有意義なことである。

この家系図の情報から、特に筆者が注目しておきたいと考える事柄は以下の3点である。

(I) はじめに、謹作の子の構成についてである。資料1の碑文では本文末尾に、謹作には「四男三女」があっ

図2 日向家の家系図

(日向毅氏による手書きの家系図【墓石他より作成】から必要部分を抽出し、墓石及び「除籍」の記録、更に日向渉氏からの情報等を加えて小栗が清書したもの。なお、各人の情報に関する根拠は注(19)に詳述した。)



たと書かれており、男子については名前が、女子については嫁ぎ先が記されていた。しかし、除籍の記録から、これ以外の子が多数いたことが分かった。実子で夭逝した子は男の子で2人、女の子で2人ある。

また、他に養女が1人あった。戸籍では、この養女が長女の扱いになっているように思われる。なぜなら除籍の記録には女子については「長女」の記載がなく、「二女」からとなっており、しかも年齢的には養女「みつ」が女子の中では一番年長である。彼女が実質上の長女として扱われていたのではないかと思われる。そのため、戸籍では実子の女の子は「二女」から始まっていたのではないかと想像する。

(II) 碑文では嫁ぎ先しか記されなかった3人の娘について、除籍の記録から、その名を特定することができた。笠原家に嫁いだのは「いそ」であり、山崎家に嫁いだのは「弥<sup>いよ</sup>」、川合家に嫁いだのは「いし」である<sup>(20)</sup>。

(III) この家系図によって日向謹作の親族と、その関係が一目で分かるようになった。無論、今回の系図は日向一族の全部を網羅している訳ではないが、謹作と接点があったと思われる近い親族はピックアップできていると思われる。今後は関係資料を調査する際に、手掛かりの1つとして、これらの親族の名を加えることが可能となった。それにより、新しい資料が発掘され、用行義塾の実態に更に迫ることができるようになるかもしれない。少なくとも、その可能性が広がったことは間違いないので、歓迎すべきことである。

#### 4. まとめ

本稿で明らかになった事柄を以下にまとめておきたい。

- 1、日向謹作は用行義塾の用務員であっただけではなく、同時にそこで学ぶ者でもあった。
- 2、日向謹作個人の経歴に関する情報が、これまで知られていたものよりも増えた。すなわち、富屋敷小学校（現在の浜松市地域）の教員として明治6年の1年間赴任していたこと、翌7年に久津部に戻り、副戸長兼学校幹事（この時の学校は久津部学校）になったこと、その後22年間、役人（助役・村長を含む）や議員等で、久津部地域に貢献したこと、久津部報徳社を興したこと、水利問題を調整し、新たに用水路を開いて地域に恵みを齎したこと等がそれである。
- 3、日向謹作は、用行義塾発起人の1人である日向平三郎の長男であった。
- 4、平三郎と謹作の生年月日を確定できたので、用行義塾発校時の年齢を計算すると、平三郎は36歳、謹作は16歳であった。謹作は年齢的にも、用行義塾で学んでいた特別な塾生と変わらないことが分かった。
- 5、日向謹作を中心とした家系図を作成することができたので、今後の調査では謹作に近い親族の名を手掛かり

にすることが可能となった。これにより新しい情報を発掘する可能性が旧来よりは広がったことになる。

以上が本稿の成果である。

- (1) 筆者が日向毅氏と初めてお会いし、情報の提供を受けたのは2016年6月28日午後、静岡理科大学に於いてである。その時、日向氏から、市販のスプリングノートに手書き及びワープロ文書の貼付によって情報をまとめたもの1冊と、写真9葉を拝借した。拝借した資料はコピーを取った上で、同年7月5日に同大学にて、氏に全て返却した。
- (2) 伊藤治が弱者救済に力を入れ、家産を散じたため、謹作は経済的に苦しい中で育ったことが完全に削られている。また、伊藤治の名も記されていない。不都合があると判断した上での意図的な削除かもしれないと考えていたが、碑に刻まれているのだから隠す意味はないと筆者は考える。なぜ削除されたのかは不明であるが、既述の日向涉氏の説明から特別な意図があったとは思われない。
- (3) 『袋井市史・通史編』(昭和58年11月3日、袋井市史編集委員会編集、袋井市役所発行)1036頁。
- (4) 拙稿「用行義塾の基礎的研究資料(その2)」(『静岡理科大学紀要』第23巻、2015年)を参照のこと。
- (5) もちろん、学んでいたという事柄についても、碑文であるが故の誇張である可能性はあるかもしれない。つまり、実際は塾に関係はしていなくても学んでいた訳ではないという可能性である。また、碑文が書かれた大正初期から見ると、彼が用行義塾に学んでいた頃は40年以上も前のことであり、その時間差が事実と虚像を混同させている可能性もあり得る。碑文にありがちな、それらの可能性を承知の上で、それでも本研究では、碑文にその文字が刻まれている事実を尊重して、謹作は用行義塾で学ぶ立場にあったと解釈しておきたい。
- (6) 本誌本巻別掲拙稿「2つの用行義塾と創設者たち」を参照のこと。
- (7) 注(4)に同じ。
- (8) 拙稿「用行義塾に関する未公開資料『沿革誌』について(その2)」(『静岡理科大学紀要』第24巻、2016年)。
- (9) 「日向伊藤治」の末尾の漢字は、資料1の通り、石碑には「次」と刻まれているが、後述の注(19)の①に示す通り、「治」が正しい。
- (10) 日向毅氏から頂いた文書(涉氏による文書)では、この見出し部分には「大正八年三月建立」と書かれていた。しかし、碑の裏面を筆者は博氏と共に見たが、末尾の2文字は「建立」ではなく、「建之」であった。資料3では、この部分のみ、筆者の訂正が加わっていることを断っておきたい。
- (11) 注(8)の拙稿に収録の情報No.7-3を参照のこと。
- (12) 以上の足立家の人々に関する情報は、本誌本巻別掲拙稿「用行義塾に関係した足立家の家系図について」を参照のこと。
- (13) 拙稿「用行義塾と戸倉新資料のこと」(『静岡理科大学紀要』第23巻、2015年)。
- (14) 筆者が墓石の実物を見たことにより見つけた、日向毅氏の手書き資料中の誤りは、次の3点である。①墓石No.3の左側に、日向毅氏が「…四月歿享年…」と記した部分の「四月歿」と「享年」の間に1字分の空白を挿入した。②墓石No.4の左側に、氏が「享年六十二年八月」と記した部分の「八月」を「八ヶ月」に直した。③墓石No.6の右側に、氏が「大正十三年」と記した部分の「十三」を「拾参」に直した。なお、筆者が確認できたものは、表1の墓石No.2~6のみで、他は墓石表面の傷みが激しいため判読できなかった。
- (15) No.4の墓石からは、平三郎の幼名が伊佐治であることも分かる。
- (16) 加藤興三郎編『日本陰陽暦日対照表・下巻』(1993年9月30

日、(欄ニットー)。

- (17) 恐らく墓石に文字を刻ませた人は、平三郎の生年月日も没年月日も正確に知っていたはずである。ただ改暦があるために簡単には変換できないことを知らないまま、天保7年5月14日生まれという情報の年だけを西暦に直して1836年5月14日と間違えて判断したのではなかろうか。すると没年月日の1896年9月21日と上の生年月日の差を計算すると60年4ヶ月7日という答えが出る。4ヶ月より僅かに超えているので月の値は5ヶ月とし、享年60年5ヶ月と石に刻ませたのではないかと想像する。無論、この計算は正しくない。
- (18) 謹作の墓石の誤りも、平三郎の場合と同じと想像して、生年月日の年だけを西暦に直して計算してみたところ、生年月日は1855年11月12日となり、没年月日の1918年12月31日との差は63年1ヶ月19日という答えが出た。1ヶ月より僅かに超えているので月の値は2ヶ月とし、享年63年2ヶ月と墓石に刻ませたのではないかと想像される。こちらの場合も答えは間違っているが、平三郎の場合と同じパターンであるから、墓石の享年が正確でない理由は筆者の想像通りで間違いないように思われる。
- (19) 日向家の家系図に記した28人分の人物に関する情報の根拠は、以下の通りである。なお、除籍の記録には結婚・離婚等の記録もあるが、プライバシーに関わることなので碑文等で公表されているもの以外は、ここでは紹介しないことにした。
- ①日向伊藤治＝「治」は、資料1の碑文では「次」となっているが、除籍の記録と表1の墓石情報から「治」が正しいと断定した。伊藤治の生没時期については除籍の記録には何も情報がなく、墓石にある「文久元年西三月廿七日歿享年六十五歳」から没年(1861年)を確定し、さらに享年から逆算して、日向毅氏が1796年生まれと推定したものが1つ目の生年の情報である。但し、文久元年3月27日はグレゴリオ暦では1861年5月6日(『対照表』。以下も全てこれによる)であり、それから丁度65年前にあたる日は、1796年5月6日ということになる。これを当時の日本の暦で示すと寛政8年3月29日となる。生年月日が正確には分からないので、寛政8年3月が本当に正しい生れ月か否かも不確かである。グレゴリオ暦1796年2月9日は寛政8年1月1日であるから、2月8日以前は寛政7年となる。従って同じ1796年であったとしても、グレゴリオ暦で2月9日以降の生まれなら寛政8年となり、それより前なら寛政7年となる。このように同じ西暦年であっても元号に直すと1年の差が生じることがあるので、年単位の単純な計算だけで求めると、正確な元号の年を示したことがない場合があるので、安易な判定は危険である。やはり正確な生年月日を知る必要がある。このことを承知の上で、それでもなお、享年のみしか知り得ない場合が多いので、享年からの逆算で生年を推定した場合には、誤差があり得ることを予めお断りしておきたい。
- なお、この家系図の生年を見た日向渉氏は、伊藤治の生年は「寛政7年(1795年)」であると筆者に伝えて下さった(但し根拠は示してもらえていない)。従って、日向毅氏による逆算結果による寛政8年説と、渉氏による寛政7年説の2説があるので、ここでは2つを併記することにした。筆者にとっては、日向家の歴史を研究する事が目的ではなく、用行義塾に関連する部分のみが重要であるので、それ以外の部分で不確かな部分があっても当面はそのままにしておきたいと考えている。
- ②里勢＝表1の墓石情報から名前を確定。また「明治七申戊九月四日歿享年七十歳」の墓石の記録から没年(1874年)を確定し、さらに享年から筆者が生年を逆算し1804年生まれとした。里勢については「除籍」には何も情報がない。
- ③平三郎＝「除籍」より生年月日は「天保七年五月十四日生」、没年月日は「明治二九年九月廿一日死亡」と確定。表1の墓石情報とも一致する。
- ④とみ〔登美子〕＝登美子は墓石にある名前だが、除籍の記録に

は「とみ」とある。公的には戸籍(除籍)に記された「とみ」が正式な名前とすべきであると筆者は判断した。以下も戸籍に記された名前の方を優先する。生まれた時は「除籍」から「天保九年十二月十二日生」と確定できる。没時は「除籍」では「明治参拾四年七月式拾参日午後七時参拾分死亡」とあるが、墓石では「明治二十四年七月廿三日午後八時歿」とあり、不思議なことに10年の開きがある。墓石には「享年六十二年八月」とあるが、生まれ年の天保9年(1839年)から数えて62年後は西暦1901年、元号では明治34年であるから、「除籍」の記録がやはり正しいと言える。墓石には間違った没年が刻まれていることになるが、普通では考えられないようなミスがなぜ生じたのであろう。不思議でならない。

⑤謹作＝除籍の記録から「安政二年十一月十二日生」、「大正七年拾貳月参拾壹日午後拾壹時参拾分本籍ニ於テ死亡」と確定できる。墓石にある没時の記録とも合致する。

⑥たを〔太遠子、太遠〕＝謹作の妻。墓石には太遠子、資料1の謹作の碑文中には「太遠」とあるが、除籍の記録では「たを」である。除籍の記録の名を優先した。生誕時は除籍の記録から「慶應元年七月八日生」と確定できる。没時の情報は除籍の記録にも墓石にもないので不明であったが、日向渉氏から、没時は「昭和18年5月3日」で享年「78才」であるとの情報を頂いた。没年はそれによる。

⑦うた＝除籍の記録から判明した謹作の妹。除籍の記録には「父平三郎二女」、「文久二年三月廿三日生」とある。没時の情報は無い。平三郎の二女であるなら別に長女があったはずであるが、除籍の記録には関連する情報は何も無い。

⑧芳平＝除籍の記録から判明した「うた」の夫。「明治二年六月十九日生」、除籍の記録にある「うた」の欄に、うたは「明治廿四年七月七日養弟芳平妻ト為ル」とあるから、芳平が日向家に婿入りする形でうたと結婚したのは明治24年と分かる。また「明治廿七年三月廿七日」に同村内に「分家」している。

⑨政＝除籍の記録から判明した「うた」と芳平の長女。「まさ」と振り仮名が付されている。「明治廿五年五月二日生」。没時の情報は記載がない。

⑩いつ＝除籍の記録から判明した謹作の妹。除籍の記録には「父平三郎三女」、「慶應元年二月十一日生」とある。没時の情報は記載がない。

⑪乾一＝謹作の長男。除籍の記録から生まれは「明治十九年十一月廿八日生」と確定できる。亡くなった時は、墓石に「大正十三年五月拾貳日午前十時歿享年参拾八歳六ヶ月」と刻まれているが、除籍の記録には没時の情報は記載がない。明治19年(1886)と大正13年(1924)の差は38年なので、墓石の享年とも合致し、これらの情報はすべて正しいと判断する。

⑫すま＝墓石では「須磨子」だが、除籍の記録では「すま」。ただし、「す」は「春(す)」の崩し字体で記されている。墓石からは、すまに関する生没時期の情報は得られないが、除籍の記録に「明治式拾六年拾月拾貳日生」とあり、生年月日はこれで確定できる。また図1の墓誌の情報から、「須磨子」は「昭和21年3月19日」に享年「54」で亡くなっていることが分かる。しかしながら、明治26年(1893)と昭和21年(1946)の差は53年、但し昭和21年の誕生日よりも前に没しているから、享年は52才9ヶ月になるはずである。墓誌にある享年54才という情報は、数え年で記されていることになろうか。

⑬斎一＝除籍の記録では謹作の四男。名前の1文字目は除籍及び石碑で、「斎」と記されており、ここではこれをそのまま用いた。「文」の下に「且」を置く、この漢字は、普通に使われる文字としては存在しないようである。彼の5男である博氏も、それを承知していて、しかし存在しない漢字では不便なので、父の名を記す時に「斎」の字を当てて済ますこともあったそうである。読みは「せいいち」。以上は日向渉氏から伺った情報である。

なお、日向毅氏から頂いた文書《2》では「査」となっていた。しかし、「査」は崩し字や略字・異体字にした時に、上部の「木」を「文」に換える例はないようである。この文書《2》を PC で作成したのは日向渉氏であるが、その時はこの字を用いたけれども正しい漢字ではないと、渉氏自身が筆者に説明して下さった。また、日向毅氏から頂いた別の手書きによる家系図では、この部分を「斉」と記していた。「斉」の崩し字や略字・異体字でも「文」と「且」を組み合わせる例は見当たらない。「斉」の異体字の 1 つに「文」と「日」を組み合わせる例は存在しており、今回の例はこれに近いと思われるが、しかし本来の文字とは異なる。いずれにしても、正しい文字は PC 等では出力できないものなので、本稿では筆者による手書きの文字を用いて示すことにした。

なお、資料 1 の碑文では彼を「次子」としているが、碑文では夭逝した二男、三男の存在を考慮せずに記しているようである。

生誕時は除籍の記録から「明治参拾五年九月参日」と確定できる。没時の情報は日向毅氏から頂いた情報にはどこにもなかったが、日向渉氏から、没年は「昭和 59 年 3 月 8 日」、享年は「81 歳」という情報を頂いたので、これを採用した。

⑭虎次＝除籍の記録では謹作の五男。資料 1 の碑文でも「虎次」だが、「三子」とされている。その理由は上記・斉一の場合と同じである。生誕時は除籍の記録より「明治参拾九年九月 式拾八日」と確定できる。没時の情報はどこにもない。

⑮亮治＝除籍の記録では謹作の六男。日向毅氏の手書き家系図では「亮次」と記されていたが、「治」が正しいと判断し、修正した。資料 1 の碑文でも「亮治」である。碑文では「四子」と記されている。生誕時は除籍の記録より「明治四拾参年九月 式拾六日」と確定できる。没時の情報はどこにもない。

⑯園＝乾一の長女。除籍の記録には「長男乾一長女」、「大正参年参月参拾日生」とある。没時の情報は日向毅氏から頂いた情報にはどこにもなかったが、日向渉氏から、「平成 10 年 10 月 14 日」、享年「84 歳」という情報を頂き、これを採用した。

⑰義雄＝園の夫。義雄に関する情報は、日向毅氏による手書き家系図だけに出ているので、それを転記した。

⑱幹子＝乾一の二女。除籍の記録には「父 日向乾一」「母 すま」の「二女」、「出生大正五年七月拾参日」とある。

⑲いそ＝この⑲から⑳までは、日向毅氏の手書き家系図には、名前では出てこない人物で、除籍の記録から筆者が追加した人々になる。となる。「いそ」は除籍の記録では、謹作の二女。「そ」の部分は除籍の記録では「そ」となっている。これは「楚」の崩し字の典型であるから、「そ」で間違いないと判断した。生誕時は除籍の記録より「明治廿二年九月廿七日生」と確定できる。没時の記載はどこにもない。同じ除籍の記録から小笠原の「笠原幾太郎二男挂掛婚姻届」と記されていることを確認した。資料 1 の碑文では、謹作の娘は「三女」あり、そして、「長女歸笠原道正」とあり、笠原家に嫁いだ娘は長女であると記されている。笠原家に嫁いだ娘は一人のみなので、それは「いそ」であると断定できる。但し碑文では「長女」とあるのに、除籍の記録では「二女」となっており、異なっている。除籍の記録には「長女」の文字が冠された人物はいない。恐らく、除籍の記録に記載されている「養女」の「みつ」が明治 14 年生まれて「いそ」よりも年上なので、戸籍上では長女の扱いにされているものの子ではないので、長女とは記されなかったのではないかと推察する。また、いその夫の名は碑文では「笠原道正」であるが、除籍の記録では「笠原幾太郎二男挂」となっている。「挂」を名と判断してよいか不確かだが、仮に名であるとすれば、理由は不明であるが、二つの資料で名が異なっていることになる。なお、日向毅氏の手書き家系図では、碑文から得た情報を基に、系統図外に嫁に出た 3 人の娘があることが記されているが、そのうち「笠原道正に嫁」したのが、この「いそ」ということになる。

㉑弥＝除籍の記録では謹作の三女。「いよ」と振り仮名が付されて

いる。除籍の記録より「明治廿四年十二月十四日生」と確定できる。没時の記載はどこにもない。同じ除籍の記録に「静岡市両替町一丁目式拾八番地 山崎治助長男婚姻届」とある。資料 1 の碑文に「次歸山崎博造」とあり、長女の次女は山崎博造に嫁いだことが分かる。それがこの弥ということになる。日向毅氏の手書き家系図にも山崎家に嫁いだ娘があったことの添え書きがある。

㉒いち＝除籍の記録では謹作の四女。除籍の記録より「明治廿七年一月三十日生」、「明治参拾八年式月 式拾日午後八時死亡」と判明。11 才で亡くなっている。資料 1 の碑文にある謹作の娘 3 人の中に彼女は含まれていないことになる。

㉓いし＝除籍の記録では謹作の五女。除籍の記録より「明治三十年一月三日生」とある。没時の情報はどこにもない。更に除籍の記録には、磐田郡の「川合宇平長男忠平婚姻届」と記されている。資料 1 の碑文で「次歸川合忠平」とあるのが、この「いし」であることが分かる。

以上で、結婚より日向家から離れた 3 人の娘があったと碑文に記されていた事柄に関して、その娘たちの正確な名前と生年を確定できたことになる。しかし、実際には碑文では触れられなかった娘が養女を含めて他に 3 人いた。そのことは除籍の記録によっはじめて明らかになった。同様に息子についても、碑文に記された 4 人だけでなく、夭折した息子 2 人を加えて計 6 人であったことも判明した。碑文にもなく、日向毅氏の手書き家系図にもない謹作の子供たちは、以下に示す通りである。

㉔義雄＝除籍の記録では謹作の二男。「明治参拾参年七月 式拾五日生」、「明治参拾参年九月拾八日午後六時死亡」とある。僅か 2 ヶ月で夭折したことになる。

㉕圭介＝除籍の記録では謹作の三男。「介」の部分は除籍の記録には「メ」のような手書きの文字が記されている。これを筆者は初め「双」か、「夙」の略字のどちらかであろうと推測した。しかし、「夙」(ハツガシラ)であるとすると旁(ツクリ)となる要素は幾つもあり、漢字を特定できない。すると残るは「双」ということになるが、「圭双」という名は男子の名としては妙であると違和感を抱いていた。その後、崩し字を調べていた所、「介」の崩し字にこの形があることを知り、「圭介」なら男子の名としても腑に落ちると考え、これを採用することにした。除籍の記録から、「明治参拾四年 参月 参拾壹日生」、「明治参拾四年四月七日午前八時死亡」を確認した。3 ヶ月程での夭折である。

㉖幾代＝除籍の記録では謹作の六女。「明治参拾七年 参月 参拾日生」、「明治四拾五年五月 式拾日午前四時死亡」とある。8 歳まで生きたことになる。

㉗みつ＝除籍の記録では謹作の養女。長女の文字はどこにもないが、戸籍上の序列では長男乾一の次、二女いその前に記載されており、長女の扱いになっていると推定される。「明治十四年十二月三十日生」、「明治十五年十一月廿五日当郡廣岡村 中村豊三郎長女入籍」とある。なお、「みつ」については、この注記の㉑も参照のこと。

最後に別の情報源から得られた謹作の妹、及び日向毅氏の情報の根拠について記しておく。

㉘たゑ＝袋井東小学校に保存されていた文書東の中に、「日向謹作妹」として複数回登場する人物。妹とあるだけで、他の妹との関係は不明。図では便宜上、一番左に破線で記したが、他の妹との関係は図の通りとは限らないので注意されたし。「たゑ」を妹と判定した根拠については、注(4)の拙稿に収録の文書情報 No.3-15、4-25、4-26 を参照のこと。

㉙毅＝日向毅氏本人による。

(20)注(19)中の㉑、㉒、㉓を参照のこと。

【2017 年 1 月 31 日脱稿】